

平成 27 年第 3 回定例会 9 月 4 日

日程第 8．議案第 44 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 8．議案第 44 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 44 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由といたしましては、南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を新たに設置及び南風原町就学指導委員会条例の一部を改正することから、委員の報酬及び費用弁償等を改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 44 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。この条例につきましては、議案第 43 号の南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例（制定）で設置した同委員は追加、それから先ほどの議案第 49 号 南風原町就学指導委員会条例の一部を改正する条例の中で委員に関する名称の変更がございました。まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員は、報酬額 4,900 円です。教育支援委員会委員の報酬は、これまでと同額で、医師・大学教授等が 1 万円、その他の委員が 4,900 円でございます。以上が、議案第 44 号の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 44 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、総務民生常任委員会に付託します。